

平成27年度国税専門官募集

国税専門官は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律、経済、会計等の専門知識を駆使し、適正な課税を維持し、また租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇受験資格 1 昭和60年4月2日から平成6年4月1日生まれの者
2 平成6年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
(1) 大学を卒業した者及び平成28年3月までに大学を卒業する見込みの者
(2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- ◇申込方法 インターネット申込み：人事院ホームページ上の申込専用アドレス
(<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>) をご利用ください。
- ◇インターネット申込受付期間 4月1日(水)午前9時～4月13日(月) [受信有効]
- ◇試験日 第1次試験 6月7日(日)
第2次試験 7月14日(火)～7月22日(火)のいずれか指定する日



※ 詳細につきましては、お気軽に荒川税務署・総務課 (TEL03-3893-0151 内線205) までお尋ねください。

e-Tax (イータックス) の代理送信をご存知ですか? ～税理士が納税者に代わって手続きできます～

e-Tax は、オフィスや税理士事務所からインターネットを利用して申告や納税などの手続きができるシステムです。

「e-Taxに興味はあるけど、税金のことは税理士さんに任せているし…」という方は、税理士さんの代理送信でe-Taxを利用できます。法人税、消費税等の申告等の際には、貴社の顧問税理士に「申告はe-Taxで!」とお願いしてください。



随 筆

ある日曜日、デジタルテレビを買って見ていると、BS-TBSでこの研究が紹介されていた。両氏のレポートは長すぎるので、テレビの放送内容を加味しながら私なりに書いてみました。

20世紀初頭にアメリカで始められたこの年輪年代法は、放射性炭素年代測定法などと違い、誤差のない高精度の年代を確定できる点で大変優れている。

その方法について、日本では前述の二人の研究者が1980年から研究に着手し、我が国ではヒノキとスギが年輪年代法の研究に適している事が判明した。

まず年輪パターンを作る。それは毎年、日本全国のいま立っている木(現生木)を切って、辺材の成長の早さを測定することから始まった。例えば、平均1ミリ成長することを標準として、今年は何ミリ成長したかをみて、標準成長率を手作業によって割り出した。その中で、ヒノキとスギが同じパターンで成長することがわかった。

1985年、ヒノキを使って現在から紀元前37年までの2000年間にわたる長さ15メートルの暦年標準パターンを作成し、出土した建築物や遺跡に当てはめていった。

伐採年を確定する方法として年輪を使うが、樹皮、辺材(白太)は成長期の年輪幅が大きく、研究しやすい。一方、心材(赤味)は木を支えるため緻密で、辺材を剥いで建築物に使用されているため、研究には適さない。

従って辺材を見つけることが研究の第一歩だが、辺材は腐りやすく建築に適さないため、建物を解体すると、間違っただけで、仕方なく使っていたか、ほんの一・二本程度しか見当たらず、大変な苦勞になった。

この年輪年代法を当てはめて、東大寺南大門の国宝、金剛力士像が1203年につくられたが、伐採年は1201年であったことが判明した。

今ではパソコンに暦年標準パターンが取り込まれており、10ミクロンまで写るデジタル一眼レフカメラによる現地撮影で辺材を撮れば、ただちに年代測定ができるようになり、現存の建物からも年代がわかるようになった。

「樹木年輪年代法」

—奈良国立文化財研究所
光谷拓実・大河内隆之両氏の研究より—

笹本和義